



宿泊税について

本市は、伊勢神宮が御鎮座する観光地であり、20年ごとの「神宮式年遷宮」を契機に多くの観光客にお越しいただけてきました。このたび、神宮式年遷宮について、令和15年を目指して準備が進められることとなり、今後多くの観光客を含んだ交流人口が増加することが想定されます。

観光によるにぎわいを本市の成長につなげていくためには、観光施策の充実が必要であり、新たに求められるニーズや価値観の多様化・変化に対応していくために受入環境や体制の充実など、様々な課題に対応していく必要があります。

こうした課題を解消し、国内外の人々の来訪や交流の促進、さらなる観光振興を図る施策を実施するための財源として、宿泊税の導入に向けて検討をいたします。

(1) 宿泊税とは

宿泊税は、市内のホテルや旅館などに宿泊する宿泊者を対象とした税で、条例によって用途や税額が定められる法定外目的税です。

(2) 今後の予定について

宿泊税の検討を進めるにあたり、学識経験者や宿泊事業者などで構成する「伊勢市宿泊税検討委員会（仮称）」を設置します。

(3) その他

令和6年6月市議会の一般会計補正予算案として、「伊勢市宿泊税検討委員会（仮称）」の設置及び運営のために必要な予算を計上予定です。